

葉山町附属機関の設置に関する条例及び葉山町まちづくり
条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号）
及び葉山町まちづくり条例（平成 14 年葉山町条例第 17 号）の一部を次
のように改正する。

（別 紙）

令和 3 年 3 月 8 日提出

提出者	葉山町議会議員	近 藤 昇 一	印
賛成者	葉山町議会議員	窪 田 美 樹	印
	同 上	金 崎 ひ さ	印
	同 上	山 田 由 美	印

提案理由

葉山町まちづくり条例は、平成14年に施行後19年間見直しが行われて
いません。これまで行われてきた開発行為や社会状況の変化に対応する
ため、公募委員を含めた葉山町まちづくり審議会に諮問することを求め
条例改正を提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例及び葉山町まちづくり条例の一部を改正する条例

(葉山町附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表葉山町まちづくり審議会の項中「10人」を「12人」に改める。

(葉山町まちづくり条例の一部改正)

第2条 葉山町まちづくり条例(平成14年葉山町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第30条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、公聴会を開催したときは、速やかに当該公聴会の内容について報告書を作成するとともに、町長の意見を添え、その旨を公告し、その内容を当該公告の日の翌日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

第38条第4項中「10人」を「12人」に改める。

第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第46条を第47条とし、第45条の次に次の1条を加える。

(条例の見直し)

第46条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、審議会に諮り、この条例が社会情勢に適合したものかどうかを検討し、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

葉山町附属機関の設置に関する条例新旧対照表（第1条）

改正後				改正前			
○葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				○葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
	葉山町まちづくり審議会	葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号）に基づき、まちづくり推進地区基本計画、地域まちづくり協定の締結及び特定開発事業等に関する助言又は指導に係る調査及び審議等を行うこと。	12人以内		葉山町まちづくり審議会	葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号）に基づき、まちづくり推進地区基本計画、地域まちづくり協定の締結及び特定開発事業等に関する助言又は指導に係る調査及び審議等を行うこと。	10人以内

葉山町まちづくり条例新旧対照表（第2条）

改正後	改正前
<p>○葉山町まちづくり条例 平成14年7月12日条例第17号 (公聴会の開催等)</p>	<p>○葉山町まちづくり条例 平成14年7月12日条例第17号 (公聴会の開催等)</p>
<p>第30条 町長は、前条第1項の申出があったときは、第26条第2項の規定による周知の状況並びに意見書、見解書及び再意見書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p>	<p>第30条 町長は、前条第1項の申出があったときは、第26条第2項の規定による周知の状況並びに意見書、見解書及び再意見書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 町長は、公聴会を開催したときは、速やかに当該公聴会の内容について報告書を作成するとともに、町長の意見を添え、その旨を公告し、その内容を当該公告の日の翌日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	
<p>4 公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。 (葉山町まちづくり審議会)</p>	<p>3 公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。 (葉山町まちづくり審議会)</p>
<p>第38条 町長の附属機関として、葉山町まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>	<p>第38条 町長の附属機関として、葉山町まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>
<p>2、3 (略)</p>	<p>2、3 (略)</p>
<p>4 審議会は、<u>12人以内</u>の委員により組織する。</p>	<p>4 審議会は、<u>10人以内</u>の委員により組織する。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(条例の見直し)</p>	
<p>第46条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、審議会に諮り、この条例が社会情勢に適合したものであるかどうかを検討し、必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第47条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第46条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第7章 罰則</p>	<p>第7章 罰則</p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第48条 第42条第1号又は第2号の規定による町長の命令に違反した者につ</p>	<p>第47条 第42条第1号又は第2号の規定による町長の命令に違反した者につ</p>

改正後	改正前
<p>いては、6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (両罰規定)</p> <p><u>第49条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</p>	<p>いては、6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (両罰規定)</p> <p><u>第48条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</p>